



NOZOMI

取適法・運用基準を踏まえた実務における留意点

2025年11月21日
のぞみ総合法律事務所
弁護士 大東 泰雄

本日の概要

- I. 近時の法執行トレンド
- II. 改正の概要等
- III. 適用範囲の拡張のポイントと対応
 - 1. 適用範囲の変化の全体像
 - 2. 従業員数基準の追加
 - 3. 木型・治具等の製造委託の追加
 - 4. 特定運送委託の追加
- IV. 委託事業者が遵守すべきルールの変更のポイントと対応
 - 1. ルールの全体像の変化
 - 2. 発注内容等の明示義務
 - 3. 価格協議の義務化(協議に応じない一方的な代金決定の禁止)
 - 4. 支払に関するルールの厳格化
 - 手形払等の禁止
 - 振込手数料負担の禁止
 - 遅延利息の対象範囲の拡張
 - 5. 型等の保管要請に係るルールの厳格化
- V. 執行の強化のポイントと対応

拙稿「[令和8年1月施行！改正下請法（中小受託法／取適法）の概要と企業に必要な対応](#)」
(<https://www.businesslawyers.jp/articles/1471>)もご参考ください。



I 近時の法執行トレンド

公取委による近時の取締りの特徴

✓ 指導件数・勧告件数とも**増加傾向**

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250512.html>

✓ 勧告・公表される案件の幅が**大きく拡大**

【従前】

下請代金の減額(単体or下請代金の減額+他の違反類型)が大半。

【令和4年頃～】

下請代金の減額のみならず、返品、買いたたき、不当な経済上の利益の提供要請、購入・利用強制、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しについても、下請事業者の不利益が大きい事案は躊躇なく勧告・公表。

✓ 価格転嫁問題への集中的な取組み

拙稿「**近時の勧告事例等を踏まえた企業における下請法上の留意点**」

(「公正取引」2025年8月号)もご参照ください。

型等無償保管要請(R7.11.13)



に対する勧告等（概要）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

（トラック、バス等の製造販売）
(親事業者)

中小企業庁長官からの措置請求（注1）案件

●下請取引の内容

自社が販売するトラック及びバスの部品の製造を委託



下請事業者（①61名、②6名）
(トラック及びバスの部品製造)

●違反行為の概要

①不当な経済上の利益の提供要請（注2）（勧告）

██████████が貸与した金型等を用いて製造するトラック及びバスの部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該金型等を下請事業者に無償で保管させ、当該金型等の棚卸作業を毎年1回行わせていた（下請事業者61名・金型等5,694個）。

※ ██████████は、令和7年10月31日までに、無償で金型等を保管させるとともに当該金型等の棚卸作業を行わせたことによる費用に相当する額の一部を支払済み（下請事業者21名）。

②支払遅延（注3）（指導）

給付を受領した後60日以内に下請代金を支払っておらず、下請事業者6名に対し、約3579万円の遅延利息を生じさせた（令和6年1月～同年12月）

※ ██████████は、遅延利息について令和7年2月28日までに下請事業者に支払済み。



公正取引委員会からの勧告の内容

- 無償で金型等を保管させるとともに棚卸作業を行わせたことによる費用に相当する額のうち、既に下請事業者に支払った額を除いた額を公正取引委員会の確認を得た上で、下請事業者に対して速やかに支払うこと
- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないことを取締役会の決議により確認することなど

注1 措置請求

中小企業庁長官が、下請法第4条に違反する事実があるかを調査し、その事実があると認めるときに、公正取引委員会に対し、下請法の規定に従い適当な措置を探るべきことを求める（下請法第6条）

注2 不当な経済上の利益の提供要請

下請法は、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供されることにより下請事業者の利益を不当に害することを禁止

注3 支払遅延

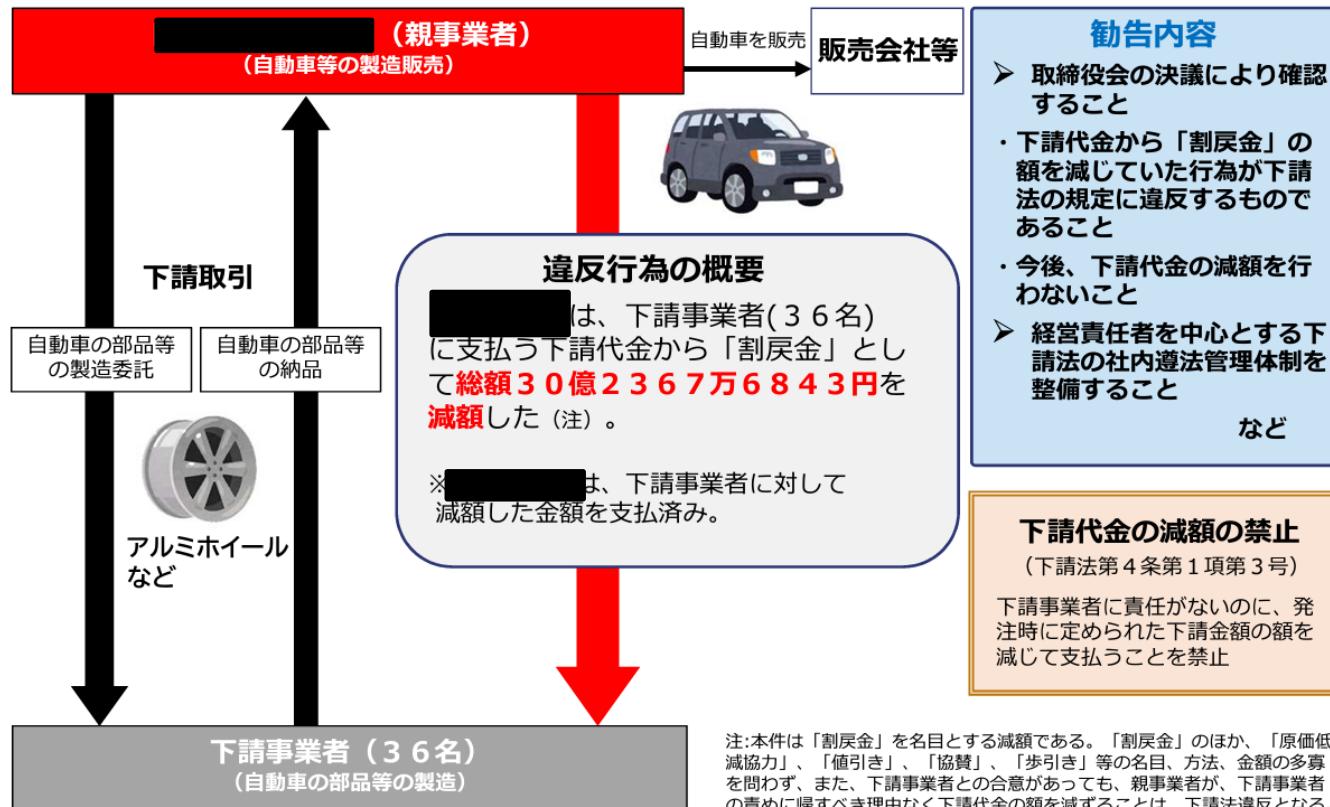
発注時に定めた支払期日（納品日から起算して60日以内）までに下請代金を支払わなければ、下請法違反となる。

※公取委
ウェブサイ
トより

「割戻金」等の控除(R6.3.7)

に対する勧告（概要）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



※公取委ウェブサイトより

品質検査を欠く返品(R6.7.5)



（自動車に架装する外装及び内装用の製品の製造販売）
（親事業者）

に対する勧告（概要）

●下請取引の内容

自社が販売する又は製造を請け負う自動車に架装する外装
及び内装の製品の製造委託



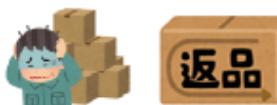
●違反行為の概要

①返品（注1）

製品を受領した後、納品時の品質検査を行っていないにもかかわらず、瑕疵があることを理由として、下請事業者65名に対し、約5427万円（※）の製品を返品した

（※）作業工賃（返品する製品の取付け又は取外しに係る費用）の額を含む

の額を支払済み



②不当な経済上の利益の提供要請（注2）

下請事業者に対して自社が所有する金型等を貸与していたところ、当該金型等を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者49名に対し、合計664個の金型等を無償で保管させていた



※金型のイメージ図



公正取引委員会からの勧告の内容

- 下請事業者に無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、下請事業者に対し、返品及び不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備することなど

（注1）返品

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することを禁止。納品時に品質検査を行っていないのに、物品等を受領した後に不良品が見つかったとして返品することや、直ちに発見できない瑕疵があっても受領後6ヶ月を超えて返品することは、下請法違反に該当。

（注2）不当な経済上の利益の提供要請

下請法は、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより下請事業者の利益を不当に害することを禁止。下請事業者に貸与していた金型等について、当該金型等を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を無償で保管されることにより、下請事業者の利益を不当に害することは、下請法違反に該当。

下請事業者（94名）

※公取委ウェブサイトより

合格ロットの返品(R7.8.7)

に対する勧告（概要）



（親事業者）

受入検査
(ロット単位の
抜取検査)
合格

不良発見

●下請取引の内容



アルミダイカスト製品の例
提供：[REDACTED]

[REDACTED]が製造を請け負うアルミダイカスト製品等の製造（製造委託）

●違反行為の概要（返品）

製品受領時のロット単位の抜取りの方法で行う品質検査で合格としたにもかかわらず、直ちに発見できる瑕疵（※1）があることを理由として、下請事業者16名に対し、約800万円分（※2）の製品を返品した（令和5年4月～令和7年1月）。

（※1）目視や簡易な検査等で発見できる不良

（※2）返品までの間に要した当該製品に係る加工費等を含む。

あらかじめ製品に瑕疵があった場合の引取りの条件について下請事業者と合意していなかった。



下請事業者
(16名)



公正取引委員会による勧告の内容

- 返品した製品の下請代金相当額及び返品に付隨して下請事業者に負担させた加工費等の額を下請事業者に支払うこと
- 今後、下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由のない返品を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備することなど

返品（下請法第4条第1項第4号及び運用基準）

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することを禁止。

あらかじめ製品に瑕疵があった場合の引取り条件について下請事業者と合意していないのに、ロット単位の抜取りの方法で行う品質検査で合格とした製品について、直ちに発見できる瑕疵（目視や簡易な検査等で発見できる不良）を理由に返品することは、下請法違反に該当。

※公取委ウェブサイトより

受領拒否等(R7.10.31)

に対する勧告及び指導（概要）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



下請取引の内容：自社が製造を請け負う自動車部品等の製造委託



●違反行為の概要

①金型等の無償保管（勧告）

下請事業者が所有する金型等を自己の承諾なしには廃棄させないようにしていたところ、当該金型等を用いて製造する自動車部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、**下請事業者10名**に対し、**金型等440個**を自己のために無償で保管させていた（令和6年4月～令和7年3月）。



下請事業者（12名）

②自動車部品の受領拒否（指導）・無償保管（勧告）

下請事業者に対して、納期を定めずに一括生産部品（注）の製造を委託していたところ、下請事業者から一括生産部品の製造が完了した旨の報告を受けた後、速やかに受領すべきであったにもかかわらず、**下請事業者7名**に対し、自社が必要とする都度、自社が必要とする数の納品を指示し、下請事業者から納品されるまで**一括生産部品777個**を受領せず、また、自己のために無償で保管させていた（令和5年8月～令和7年3月）。

※ [REDACTED] は、下請事業者に対し、金型等及び一括で生産させた自動車部品の保管費用に相当する額（941万5337円）を既に支払っており、また、未受領だった自動車部品を全て受領し、当該部品の下請代金に相当する額（93万1032円）を既に支払っている。

（親事業者）



公正取引委員会による勧告の内容

- 今後、自己のために経済上の利益を提供されることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 自社の発注担当者に対して金型等及び自動車部品の適切な管理に特に留意した下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること

など

（注）一括生産部品とは

[REDACTED] は、下請事業者とあらかじめ協議の上、自動車部品が製造打切りになるまでに必要と考えられる数を一括で製造させ、自社又は下請事業者が在庫を保管する制度を採用しており、この制度の対象となる自動車部品を「一括生産部品」という。

※公取委
ウェブサイ
トより



NOZOMI

II 改正の概要等

2026.1.1 施行！

改正の背景・趣旨

下請法改正の背景・趣旨等

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた。

(令和7年3月11日改正法案閣議決定)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/25031_1_gaiyou02.pdf

- ・ 価格転嫁対応がメインの扱い。
- ・ しかし、この機会に、下請事業者保護強化のため様々な点が改正されている。

主な改正項目と実務への影響度

	大項目	小項目	業界への影響度
①	法律名・用語の変更		△
②	適用範囲の拡張	従業員数基準の導入	◎
		対象取引に特定運送委託を追加	◎
		対象取引に木型等の製造委託を追加	○
③	電磁的方法による発注の自由化		×
④	価格協議の義務化		○
⑤	支払に関するルールの厳格化	手形払等の禁止	△
		振込手数料負担の禁止	○
		遅延利息の対象範囲の拡張	×
⑥	型等の保管要請に係るルールの厳格化		◎
⑦	執行の強化	勧告可能範囲の拡張	△
		面的執行	△

法律名・用語の変更

「下請」という言葉が上下関係を連想させることや、ビジネスの現場で「下請」ではなく「協力会社」「サプライヤー」などと呼ぶ流れが広まっていることに照らし、以下のとおり法律名・用語を変更。

	改正前	改正後
法律名	下請代金支払遅延等防止法	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
法律内の用語	親事業者	委託事業者
	下請事業者	中小受託事業者
	下請代金	製造委託等代金

- ✓ 公式の略称は、「中小受託取引適正化法」、「[取適法](#)」。
- ✓ 「下請法」等の旧名称が記載された各種規程・マニュアル類(企業行動憲章、コンプライアンスマニュアル、下請法遵守マニュアル等)や帳票類を確認し、修正する必要。

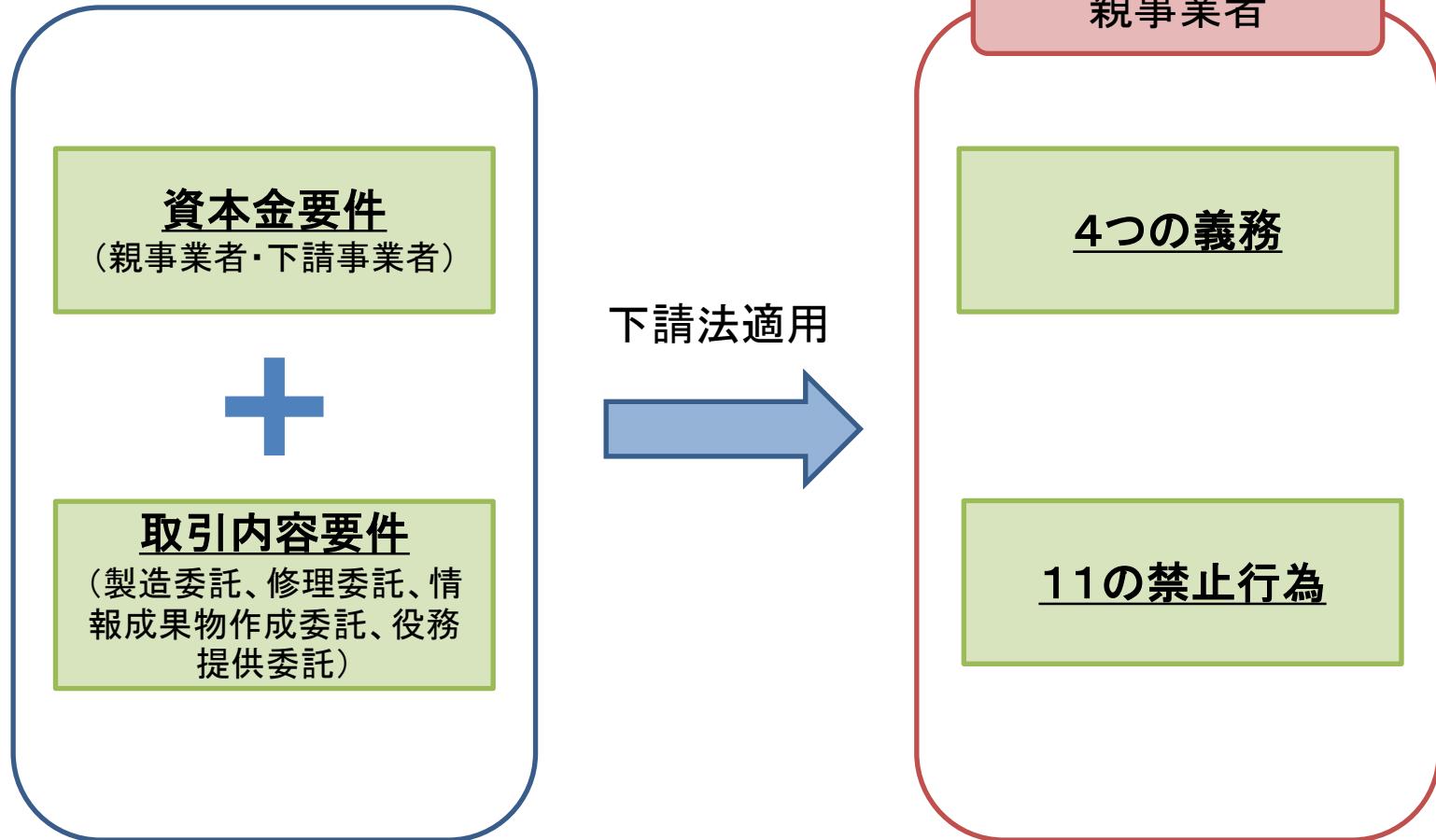


NOZOMI

Ⅲ 適用範囲の拡張のポイントと対応

1 適用範囲の変化の全体像

現行法 下請法の構造



改正法

取適法の構造

従業員数基準を追加

規模要件

資本金基準or従業員数基準
(委託事業者・中小受託事業者)

木型等の製造を
追加



取引内容要件

(製造委託、修理委託、情
報成果物作成委託、役務
提供委託、**特定運送委託**)

取適法適用



委託事業者

4つの義務

手形払等は
支払遅延に

11の禁止行為

- ・協議に応じない一方的
な代金決定を追加
- ・割引困難手形禁止の
削除(手形 자체禁止)

下請法対象となる取引が増えます！

- ✓ 以下の3つの点において、下請法対象となる取引の範囲が拡張され、**下請法のルールを守らなければならない取引が増えます。**
- ✓ 新たに下請法対象から除かれることになる取引は、ありません（対象取引が純増）。

① 下請法適用の判定基準に、従業員数基準が追加された。

→ 資本金基準では対象外であった委託先も、従業員数基準を満たせば適用対象に。

② 製造委託の対象に、金型のほか、木型、工具、治具等が追加された。

→ これらの委託取引についても、下請法対応が必要に。

③ 「特定運送委託」（発荷主として顧客等への製品運送を委託すること）が対象に追加された。

→ 運送委託についても、下請法対応が必要に。

2 従業員数基準の追加

改正のポイント

- ① 従来の資本金基準は何ら変更せず残したまま、新たに従業員数基準が追加された。
- ② 資本金基準と従業員数基準のいずれかを満たせば、規模要件充足。つまり、従来から資本金基準で適用対象であった取引は引き続き適用対象となり、従来は資本金基準で適用対象外であった取引でも従業員数基準を満たせば新たに適用対象となる。
- ③ 資本金要件を満たさない取引について、従業員数基準が適用される。つまり、資本金要件を満たさない取引について、委託先の従業員数を確認すべきことになる。
- ④ 「常時使用する従業員」の数は、賃金台帳の調製対象となる対象労働者の数により算定する。

委託事業者・中小受託事業者の規模区分①

- ・ 製造委託
- ・ 修理委託
- ・ 情報成果物作成委託(プログラムの作成に係るものに限る)
- ・ 役務提供委託(運送、物品の倉庫保管、情報処理に係るものに限る)
- ・ **改正法 特定運送委託**

委託事業者

資本金3億円超の
法人事業者

委託事業者

資本金1000万円超
3億円以下の法人事業者

委託事業者

従業員300人超の
法人事業者

中小受託事業者

資本金3億円以下の
法人事業者(又は個人事業者)

中小受託事業者

資本金1000万円以下の
法人事業者(又は個人事業者)

又は

改正法

中小受託事業者

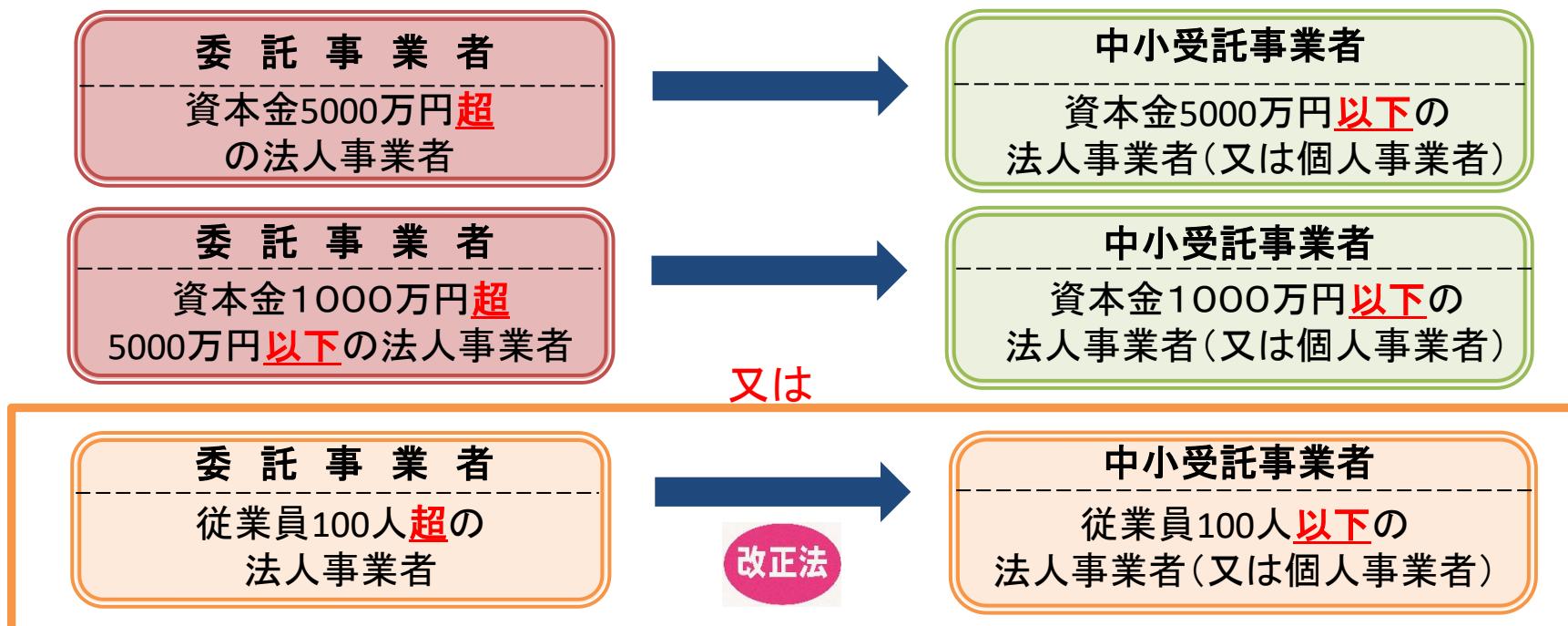
従業員300人以下の
法人事業者(又は個人事業者)

改正法

規模要件

委託事業者・中小受託事業者の規模区分②

- ・ 情報成果物作成委託(プログラムの作成に係るのものを除く)
- ・ 役務提供委託(運送、物品の倉庫保管、情報処理に係るのものを除く)



【対応】従業員数基準の導入

- ✓ 資本金基準を満たさないものの、従業員数が300人／100人以下である可能性のある法人・個人事業者に製造委託等を行っている場合、当該各委託先の従業員数を個別に確認する必要。
- ✓ 判断基準時は、個々の委託時点。
- ✓ 従業員数が時期により変動することへの対応も必要（組織再編にも注意）。

① 取引の都度確認

- ・ 見積書等に従業員数の情報を入れてもらうようにする

② 定期的な確認等

- ・ 委託先に対する定期的なアンケート（年1回？）
- ・ データサービス会社にまとめて依頼

https://www.tdb.co.jp/services/lineup/cosmos2/?utm_source=chatgpt.com

https://www.tsr-net.co.jp/release/detail/1201630_1522.html?utm_source=chatgpt.com

- ・ 委託先との間で、定期的に、又は従業員数が取適法所定の基準を下回る見込みとなったときは、**通知を求める旨の覚書**を締結。

③ バッファーを設けた社内基準

- ・ 多少リスクは残るもの、最初の確認時点で、例えば従業員数が300人／100人＋数十パーセントという**社内基準**を定め、その範囲内であった委託先については、将来的に基準値を割り込む可能性があると想定し、保守的に下請法対応をしておく。

これらの対応を、会社全体で行うのか、部署／工場ごとに行うのか、どの部署が行うのか等を早急に決めた上で、会社として漏れが生じないよう進めていくことが必要。

3 木型・治具等の製造委託の追加

木型・工具・治具等の製造委託への追加

現行法

- 型の製造の発注が製造委託類型1・2の対象になるのは、**金型(金属製の型)のみ**。
- 木型・工具・治具等の製造の発注は、自社で業として製造しており製造委託類型4に該当する場合を除き、適用対象外。

改正法

- 以下の製造の発注が、製造委託類型1・2の対象に追加される(自社で製造しているかは問わない)。
 - ✓ **木型、樹脂型その他の物品の成形用の型**
 - ✓ **汎用性のない工具**であって、目的物たる物品等の製造専用のもの
 - ✓ **治具(工作物保持具)**
- ※ 当社が当該型や工具を用いて自ら物品を製造する場合のみならず、これを他社に貸与して物品を製造させるために用いる場合も含む。

【対応】

- これらの発注を確認し、下請法遵守体制に組み込んでいく必要がある。

4 特定運送委託の追加

改正法

特定運送委託とは

発荷主が、顧客に販売等する物品等の当該販売等の取引の相手方に対する運送の全部／一部を他の事業者に委託すること(発荷主として運送を委託すること)。



- ✓ 従来は自己利用役務として対象外であった、販売等の取引の相手方(相手方の指定する配送先を含む)への運送が適用対象となる。
- ✓ 運送のみが対象(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等は含まない)。
- ✓ 物流特殊指定は、当面、変更なく従来どおり適用される。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516_gaiyou02.pdf

特定運送委託の4つの類型

【類型1】

物品の販売を行っている事業者が、その物品の販売先(又はその指定運送先)に対する運送の全部／一部を他の事業者に委託する場合

【類型2】

物品の製造を請け負っている事業者が、その物品の製造の発注者(又はその指定運送先)に対する運送の全部／一部を他の事業者に委託する場合

【類型3】

物品の修理を請け負っている事業者が、その物品の修理の発注者(又はその指定運送先)に対する運送の全部／一部を他の事業者に委託する場合

【類型4】

情報成果物の作成を請け負っている事業者が、その情報成果物が記載されるなどした物品の作成の発注者(又はその指定運送先)に対する運送の全部／一部を他の事業者に委託する場合

要するに、顧客(又はその指定運送先)への納品のための運送を委託すること。

特定運送委託のケース・スタディ

【特定運送委託に当たる】

- ・ A社が、自社工場で完成した製品を顧客に納品するための運送を運送会社に委託
- ・ A社が、協力会社で完成した製品を顧客に直納するための運送を運送会社に委託
- ・ 個別の顧客に販売済みの製品を顧客に納品するに当たり、中継地点である自社拠点までの運送を委託
- ・ グループ内A社が、グループ内B社に販売した製品をB社に納品するための運送を運送会社に委託
- ・ グループ内A社が、グループ内B社に販売した原材料・治具・工具等のB社までの運送を運送会社に委託
- ・ 協力会社に有償支給する原材料の協力会社までの運送を運送会社に委託

【特定運送提供委託に当たらない】

- ・ 材料倉庫から工場までの材料の運送を運送会社に委託
- ・ 協力会社に無償支給する原材料の協力会社までの運送を運送会社に委託
- ・ 工具・治具等の自社拠点間・グループ会社間の運送を運送会社に委託(それ自体が販売品である場合を除く)
- ・ 産業廃棄物(無価物)の運送を産廃業者に委託
- ・ 原材料の倉庫保管と倉庫内作業を倉庫会社に委託

【対応】「特定運送委託」を追加

- ✓ 関係各拠点・部署に依頼するなどし、**対象となり得る物流取引を漏れなくピックアップ**した上で、下請法遵守体制に組み込んでいく必要がある。
- ✓ 発荷主としての運送委託については、**物流特殊指定**により、支払遅延、減額、買いたたき、購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更及びやり直しなど、下請法と同様の行為が禁止されてきたが、これらに加え、**取引内容等の明示や役務提供から60日以内の支払等の対応**が新たに必要。



IV 委託事業者が遵守すべきルールの変更の ポイントと対応

1 ルールの全体像の変化

委託事業者の4つの義務

- ①発注内容等の明示義務
- ②書類の作成・保存義務
- ③下請代金の支払期日を定める義務
- ④遅延利息の支払義務

- ①受領拒否の禁止
- ②下請代金の支払遅延の禁止 手形払等は禁止に
- ③下請代金の減額の禁止
- ④返品の禁止
- ⑤買いたたきの禁止
- ⑥物品の購入・役務の利用強制の禁止
- ⑦報復措置の禁止
- ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 改正下請法で削除
(手形払 자체禁止)
- ⑨割引困難な手形の交付の禁止 中小受託事業者が所
有する型等の無償保
管要請も禁止に
- ⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑪不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
- ⑫協議に応じない一方的な代金決定の禁止 改正下請法で追加

2 発注内容等の明示義務

電磁的方法による発注の自由化

- ✓ 中小受託事業者の事前承諾がなくとも、委託事業者が紙の発注書／電磁的方法による発注を自由に選択できるようになる（口頭発注は禁止）。
- ✓ ただし、電磁的方法による発注後、中小受託事業者から書面（紙）の交付を求められたときは、原則として、改めて発注書（紙）を交付する必要がある。
- ✓ 発注に当たり認められる電磁的方法については、以下のとおり（フリーランス法と同等）。
 - ・ メール本文による明示も可。
 - ・ SMS、SNSのメッセージ、チャットツール等（特定の受信者に情報伝達するもの）も可。
 - ・ CD-R、USBメモリ等の記録媒体での交付も可。
- ✓ 中小受託事業者に明示すべき事項は、現金払いの場合は改正前と同じ。

- ①委託事業者及び中小受託事業者の名称(番号・記号も可)
- ②製造委託等をした日
- ③中小受託事業者の給付の内容
- ④中小受託事業者の給付を受領する期日(役務提供委託又は特定運送委託の場合は、役務が提供される期日又は期間)
- ⑤中小受託事業者の給付を受領する場所
- ⑥中小受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、検査を完了する期日
- ⑦製造委託等代金の額(算定方法による記載も可)
- ⑧製造委託等代金の支払期日 手形払の禁止に伴い、関係事項は削除。
- ⑨一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、**その期間の始期、委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額を金融機関へ支払う期日**
- ⑩電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額、**中小受託事業者が支払を受けることができるとする期間の始期**及び電子記録債権の満期日
- ⑪原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法
- ⑫明示しないものがある場合に、当該未定事項の内容が定められない理由及び当該未定事項の内容を定める予定期日

3 価格協議の義務化 (協議に応じない一方的な代金決定の禁止)

(1) 改正のポイント

改正のポイント

- ① 従来の「買いたたきの禁止」は何ら変更なく残されたまま、新たに、「**協議に応じない一方的な代金決定の禁止**」という禁止事項が追加され、一定の場面における価格協議が実質義務化される。
- ② 価格転嫁の文脈において対応すべき事項は、従来からの改正下請法運用基準に基づく「価格協議持ち掛けルール」及び労務費指針への対応に包摂され、やるべきことに変わりはない。
- ③ 価格転嫁以外の文脈でも、中小受託事業者から価格協議を持ち掛けられた場合には、テーブルに着くことが必要。

現行法

(2) 従来からの「価格協議持ち掛けルール」の確認

発注者側から価格協議を持ち掛けなければならぬことになった (2022.1頃以降)

- 政府は、ここ数年のコスト上昇の中で、中小企業を含めた賃上げを実現し、成長と分配の好循環を生むため、**コスト上昇分の転嫁(=値上げ)**に強い決意を持って取り組んでいる。
- その一環として、公取委が、下請法運用基準の改正等を行い、発注者に以下のことが求められるようになった。

【価格協議持ち掛けルール】

- ①受注者から値上げの要請がない場合においても、発注者の側から明示的に声をかけて、コスト上昇分の転嫁に関する協議の場を設けなければならない。
- ②受注者からの値上げ要請を断る場合は、書面・メール等で理由を通知しなければならない。

「価格協議持ち掛けルール」の法的根拠(下請法運用基準)

下請法の運用基準を改正しました！

労務費、原材料費、エネルギーコスト等

コストの上昇を取り引価格に反映しない取引は、
下請法上の「買いたたき」に該当するおそれがある
ことを明確化するため、下請法の運用基準を改正しました

2022.1.26改正

下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準

買いたたきの事例に該当するものとして、以下を追加。

5 買いたたき

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。

⋮

ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/unyokijun_t.pdf

「価格協議持ち掛けルール」の法的根拠(独禁法Q&A)

□ 公取委「よくある質問コーナー(独占禁止法)

Q20 労務費、原材料費、エネルギーコストが上昇した場合において、その上昇分を取引価格に反映しないことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となりますか。

A. 独占禁止法上、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして不适当に、取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定すること（第2条第9項第5号ハ）は、優越的地位の濫用として禁止されています。

このため、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあります。

この判断に当たっては、対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法のほか、他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか、取引の相手方の仕入価格を下回るものであるかどうか、通常の購入価格又は販売価格との乖離(かいり)の状況、取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を勘案して総合的に判断することとなります。

https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html#cmsQ20

現状、特に労務費の転嫁が強く求められている

2023年11月29日、内閣官房及び公取委が連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(労務費指針)を公表。

- 労務費指針は、「発注者として採るべき行動／求められる行動」(労務費指針第2)として、以下の6つの行動を掲げている。

【発注者として採るべき行動／求められる行動】

- 行動①: 経営トップの関与
- 行動②: 発注者からの定期的な協議の実施
- 行動③: 説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- 行動④: サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- 行動⑤: 要請があれば協議のテーブルにつくこと
- 行動⑥: 必要に応じ考え方を提案すること



政府は、各種コストの中でも特に労務費について、転嫁を強力に推進中。

改正法

(3) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

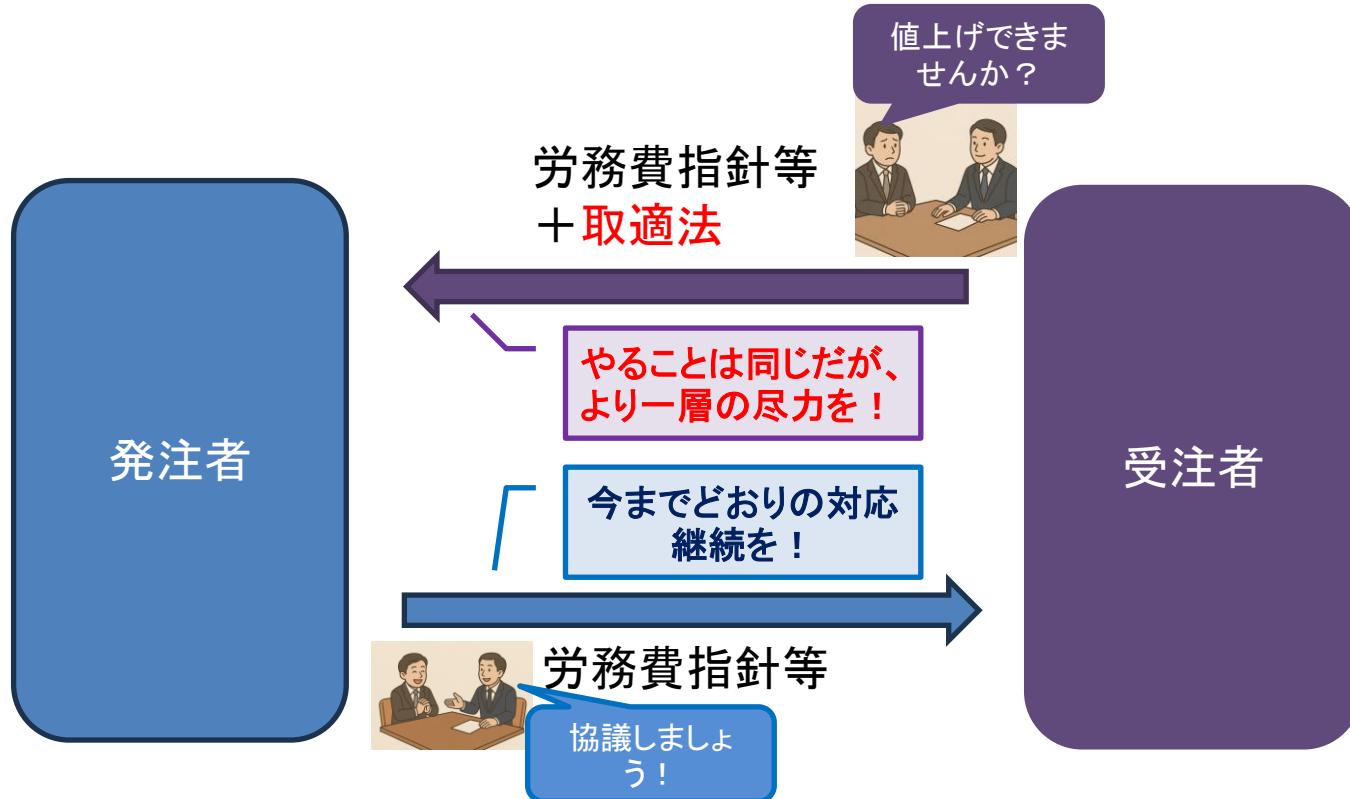
協議に応じない一方的な代金決定の禁止

委託事業者は、

- ① 中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、
- ② 中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにも関わらず、
- ③ 当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すると、取適法違反になる。

- 従来の「買いたたき」の禁止をそのまま残した上で、「協議に応じない一方的な代金決定」という新たな禁止事項を追加。
- 従来の「買いたたき」の禁止は、価格が著しく低いことが要件となっており、認定が容易でないため、交渉プロセスに着目したルールを新たに追加したもの。
- 要するに、**中小受託事業者から値上げの申し出があった場合に、協議のテーブルにつかないことが違法とされる**(その意味で、協議に応じた価格協議をすることが実質義務化)。

コスト上昇分の価格協議における取適法の位置づけ



新たに対応が必要となる場面は？

1. コスト上昇分の価格転嫁の場面

- ✓ 今回の改正の直接的な背景・趣旨であり、目玉というべき話題。
- ✓ しかし、実際は、従前から下請法運用基準や労務費指針により、値上げの申し出を受けた場合は協議に応じることが求められていたため、企業が行うべき対応に変化はない。
- ✓ ただし、価格協議に応じない行為について、公取委は指導を行う明確な法的根拠を得るとともに、勧告・社名公表も可能になるため、これまで以上の注意が必要。
- ✓ 他方、中小受託事業者からの申し出がない場合であっても、委託事業者の側から価格協議を持ちかけなければならないという従前からのルール（下請法運用基準、労務費指針）の位置づけは、法律に格上げされておらず、従前どおり。

2. その他の場面

- ✓ 例えば以下のような場面では、協議することが新たに必須に。
 - ・ 当社が値下げを求めたところ、下請事業者から協議を求められた。
 - ・ 仕様をグレードアップしたところ、下請事業者から値上げの協議を求められた。
 - ・ 従来の原材料が入手困難となり、よりコストのかかる他の原材料で代替することになったところ、下請事業者から値上げの協議を求められた。

どのように価格協議すればよい？

- まずは、中小受託事業者から求められた協議のテーブルに着くことが必要。
 - ✓ 協議拒否、無視、回答引き延ばし等による実質交渉拒否はNG
- 協議において中小受託事業者が求めた事項については、必要な説明と情報提供をすることが必要。
 - ✓ 値上げに応じられない理由、値下げを求める理由等を説明するとともに、根拠資料を提供することが必要
- 価格協議を行ったことの記録化が極めて重要。
 - ✓ ベストは、当事者双方が内容を確認した議事録。難しい場合は、自社としての議事録。
 - ✓ その他、メール、見積書、相見積り等。

4 支払に関するルールの厳格化

(1) 手形払等の禁止

改正法

手形払等の禁止

1. (紙の)手形での製造委託等代金支払は全面禁止に。
2. 一括決済方式(ファクタリング等)や電子記録債権は、支払期日までに代金に相当する金銭(手数料等を含む満額)を得ることが困難であるものは、禁止に。現金払と同等の経済的効果が生じるものでなければならない。

【NG】

- ✓ 満期日・決済日等が代金支払期日より後に到来するものは、割引料等を委託事業者が負担しても、中小受託事業者に割引を受けることが必要なものは、NG。

【OK】

- ✓ 満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日以前(=当日を含む)に到来するもの(手数料等は委託事業者が支払)。

3. 上記改正に伴い、「割引困難な手形の交付の禁止」は削除。

(2) 振込手数料を負担させることの禁止

振込手数料の中小受託事業者負担の禁止

現行法

- 以下の条件を満たす場合は、振込手数料を下請事業者に負担させることが可能（「下請代金の減額」に当たらない）。
 - ① 発注前に、振込手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意があること
 - ② 親事業者が負担した実費の範囲内で差し引くこと

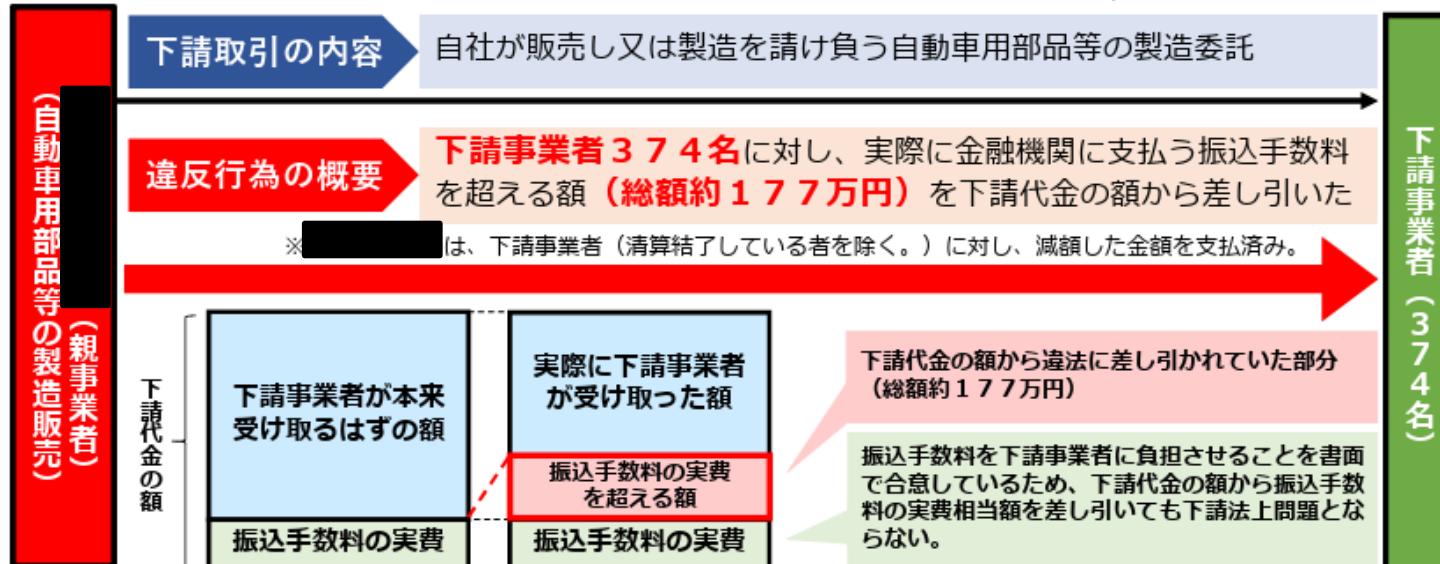
改正法

- 中小受託事業者との書面／口頭による合意があっても、振込手数料を中小受託事業者に負担させることは禁止（「製造委託等代金の減額」に当たる）。

振込手数料差引き(R7.9.30)

に対する勧告（概要）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



勧告の内容

- 今後、下請代金の減額を行わないことなどを取締役会の決議で確認すること
 - 下請法の遵守体制を整備すること
- など

下請代金の減額

- 下請法では、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すること」を禁止している（下請法第4条第1項第3号）。
- 振込手数料を下請事業者に負担させることを書面で合意していたとしても、下請代金の額から振込手数料の実費を超えた額を差し引くことは下請法違反となる。
- なお、改正後の下請法（取適法）の令和8年1月1日の施行に合わせ、発注者が振込手数料を受注者に負担させることは、合意の有無にかかわらず違反とするよう、運用基準を見直すこととしている。

※公取委ウェブ
サイトより

対応のポイント

- 委託事業者の資金繰り負担に関わるため、早めの対応が望ましい。
- 勧告・社名公表も想定されるため、要注意。
- 支払面とは別に、「振込手数料は乙(受注者)が負担する」旨を定めた基本契約書等をどう扱うかという問題も。
 - ✓ 取適法上は、契約書がどうであれ、振込手数料を負担させていなければ問題ない。
 - ✓ しかし、契約書に根拠のない振込手数料を委託事業者が負担することには、別の問題があるようと思われるため、順次、覚書の締結等を進めることが望ましいのではないか。

(3) 遅延利息の対象範囲の拡張

遅延利息の対象範囲の拡張

現行法

- 下請代金の減額した場合、減額した元本のみを支払えばよく、遅延利息の対象とされていない。

改正法

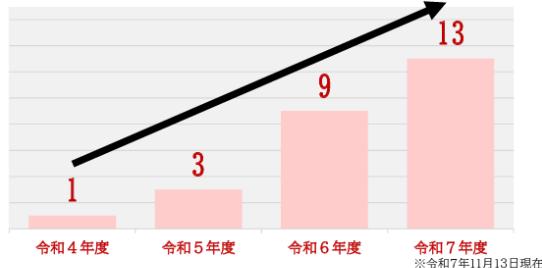
- 製造委託等代金の減額した場合、減額した元本のほか、遅延利息(年率14.6%)を支払うよう勧告される。

5 型等の保管要請に係るルールの厳格化

公取委・中企庁のメッセージ

公正取引委員会と
中小企業庁は、
型の無償保管について、
監視を強化しています――

型の無償保管に係る勧告件数



中小受託事業者に製造を委託している事業者の皆様は、発注先に無償で型等を保管させる、型等の棚卸作業をさせといった商慣習を見直してください

～自発的申出について～

社内調査などによって、
取締法に違反する行為を
発見した場合には、公正取
引委員会又は中小企業庁
に自発的申出を行うこと
を検討してください。



公正取引委員会



中小企業庁

本リーフレットは、公正取引委員会HPの「よくある質問コーナー(下請法)Q46」をもとに作成しています。詳細はHPを御確認ください。

Check →



中小受託事業者が型等を無償で保管するのが当然だと思っていた…

中小受託事業者からの請求がなければ、保管費用を支払う必要はないと思っていた…

■ Q1
「型等」とは具体的にどのようなものが該当するのですか。

▶ 金型、木型、治具、検具、製造設備等が該当します。

■ Q2
どのような場合に違反となりますか。
▶ 次の事情があるのに型等を無償で保管させた場合は違反となり得ます。

- 1 部品等の発注を長期間行わない
- 2 中小受託事業者が型等の廃棄や取り扱いを希望している
- 3 委託事業者が次回以降の具体的な発注時期を示せない
- 4 型等の再使用が想定されていない

■ Q3
委託事業者以外が所有する型等については、無償保管は問題とならないのでしょうか。

▶ 委託事業者以外が所有する型等であっても、委託事業者が当該型等を事実上管理している場合には、違反となり得ます。

例えば、中小受託事業者が所有している型等であっても、その廃棄等に委託事業者の承認を要する場合には問題となり得ます。

■ Q4
中小受託事業者に保管させている型等の稼働状況を常に把握させることは、中小受託事業者の過大な負担となるのですが、どうすればよいですか。

▶ 委託事業者と中小受託事業者の間で協議の上、年度ごとに、保管させている型等を用いる部品等の発注状況を確認し、保管期間に応じた保管費用をまとめて支払うことも許容されています。

委託事業者が、中小受託事業者に対し、型等を無償で保管させることは不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあります。中小受託事業者に型等の保管を依頼する場合、委託事業者は、中小受託事業者と協議の上、保管期間中に発生した保管費用を支払う必要があります。また、型等を廃棄・回収するか、保管を継続するかについても、中小受託事業者と協議する必要があります。

「親事業者が部品等の発注を長期間行わない等の事情」

型等の無償保管要請が不当な経済上の利益の提供要請に当たることとなる「**親事業者が部品等の発注を長期間を行わない等の事情**」の例

【下請法「よくある質問」Q46】https://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_qa.html

1 部品等の発注を長期間行わない場合

金型等を用いて製造する製品の発注を**1年間以上**行わないにもかかわらず、下請事業者に当該金型等を無償で保管させていた事例

2 下請事業者が型等の廃棄や引取り等を希望している場合

下請事業者から金型の廃棄や引取り等の希望を伝えられていたにもかかわらず、引き続き、下請事業者に当該金型を無償で保管させていた事例

3 親事業者が次回以降の具体的な発注時期を示せない場合

金型を用いて製造する製品について**今後1年間**の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、引き続き、下請事業者に当該金型を無償で保管させていた事例

4 型等の再使用が想定されていない場合

木型等を用いて製品が製造された後、当該木型等を改めて使用する予定がないにもかかわらず、引き続き、下請事業者に当該木型等を無償で保管させていた事例

型等保管費用負担範囲の拡大

- ✓ 量産期間終了後の型等の無償保管については、従前、
 - ① 親事業者に型等の所有権がある場合(類型A)
→ 「不当な経済上の利益の提供要請」に当たることが下請法運用基準で明示されており、多数の勧告・社名公表事例が存在
 - ② 下請事業者に型等の所有権がある場合(類型B)
→ 「不当な経済上の利益の提供要請」に当たると考えるべきであるものの、その旨が下請法運用基準で明示まではされていないこともあり、あまり勧告・社名公表の対象にはされずという状況であった。
- ✓ 改正下請法運用基準により、**中小受託事業者が所有し、委託事業者が事実上管理している**(例:型等の廃棄等に委託事業者の承認を要する等)**型等(金型、木型、治具、検具、製造設備等)の保管費用を支払わない**ことも、不当な経済上の利益の提供要請に当たることが明示された。
- ✓ また、これに先立ち、下請法Q&Aでも、同様の趣旨が既に明示されている。

(※1) 親事業者が所有する型等のほか、親事業者以外が所有する型等であって親事業者が事実上管理している型等を含む。後者の例として、下請事業者が自社所有の型等を保管しているものの、その廃棄等には親事業者の承認を要する場合がある。

https://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_qa.html

対応のポイント

- 型等の無償保管要請については、ここ数年、公取委の対応が急激に厳格化しており、勧告・社名公表が相次いでいるところ。
- 中小受託事業者が所有する型等の無償保管要請についても、勧告・社名公表が相次ぐと想定されるため、要注意。
- 以下の対応を早急に進めが必要。

- ① 所有権の有無を問わず、型等の保管状況を確認。
- ② 不要な型等は廃棄を進める。
- ③ 所有権の有無を問わず、型等を保管させている場合は、中小受託事業者と協議・合意して保管料を支払う。



これらの対応を、会社全体で行うのか、工場ごとに行うのか、どの部署が行うのか等を早急に決めた上で、会社として漏れが生じないよう進めていくことが必要。



NOZOMI

V 執行の強化のポイントと対応

改正のポイント

- ① 既に違反行為を解消した場合においても、公取委は過去の違反行為に対して勧告できることに。特に支払遅延に注意。
- ② 面的執行として、事業所管省庁による指導・助言権限を追加。

勧告可能範囲の拡大

- ✓ 従前、受領拒否・支払遅延等については、既に違反行為が終了している場合においても勧告・社名公表ができるのか否かが、条文の文言上不明確であり、実務上、勧告対象とされていなかった。そのため、受領拒否や支払遅延があっても、勧告が出る前に受領したり、支払を行ったりすれば、勧告されることはなかった。
- ✓ 改正下請法では、受領拒否・支払遅延等を含め、既に違反行為が終了している場合においても、勧告・社名公表できることが明文化された。



特に支払遅延による勧告・社名公表が相次ぐことが予想される。
今まで以上に、支払遅延に注意。

面的執行

- ✓ 従前、調査権限のみが与えられていた事業所管省庁の主務大臣に、指導・助言の権限を付与。
- ✓ 公取委・中小企業庁・事業所管省庁に対し、取適法の執行のため、個別事案に関する情報交換を行う権限を付与。



事業所管省庁の動きにも注目。

「自発的な申し出」

- ◆ 下請法の実務上、以下の要件を満たす場合は、勧告相当事案であっても勧告が行われない（公表されずに済む）。

- 1 公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている
- 2 当該違反行為を既に取りやめている
- 3 当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置（注）を既に講じている
- 4 当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている
- 5 当該違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力している

（注）下請代金を減じていた当該事案においては、減じていた額の少なくとも過去1年間分を返還している。

※法改正による変化はありません。

ご清聴ありがとうございました

弁護士 大東 泰雄 (Yasuo Daito)



のぞみ総合法律事務所パートナー、公認不正調査士
元公正取引委員会審査局審査専門官(主査)

慶應義塾大学法学部法律学科卒業、一橋大学大学院国際企業戦略研究科修士課程修了。

2009年から2012年まで公正取引委員会審査局審査専門官(主査)として入札談合等の独禁法違反事件の審査実務等を担当。

公取委勤務経験を活かし、独禁法、下請法及び景品表示法等に関する案件対応やアドバイスを行っている。

◆ 独占禁止法・競争法

- ・事業活動に関する相談対応・助言
- ・違反の予防体制整備(社内規程、社内研修等)
- ・社内調査・リニエンシー申請
- ・当局の調査・捜査への対応
- ・企業結合規制への対応
- ・独占禁止法関連の民事手続

◆ 下請法

- ・事業活動に関する相談対応・助言
- ・違反の予防体制整備(社内研修等)
- ・当局の調査への対応

◆ 主要著書



◆ 景品表示法

- ・事業活動に関する相談対応・助言
 - ・当局の調査への対応
- ◆ 企業法務全般
- ・訴訟、紛争解決
 - ・コンプライアンス
(社内研修、内部通報窓口、有事対応等)
 - ・知的財産権・エンターテインメント
 - ・会社法
 - ・法務デュー・ディリジェンス
 - ・労務
 - ・確定拠出年金法

- 2022年12月 日本経済新聞社
「企業が選ぶ弁護士ランキング」
「独禁・競争法分野」選出

- 2025年8月・2024年10月・2023年10月・2021年11月
「Who's Who Legal: Japan」
「Japan-Competition」部門選出

のぞみ総合法律事務所

〒102-0093

東京都千代田区平河町2丁目16番1号
平河町森タワー11階・12階(受付)

TEL: 03-3265-3851(代表)
03-3556-6077(直通)

FAX: 03-3265-3860
daito@nozomisogo.gr.jp
<http://www.nozomisogo.gr.jp/>

